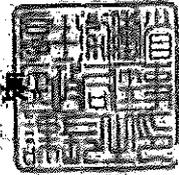


医政医発 1129 第 1 号  
令和元年 11 月 29 日

警察庁警備局警備運用部警備第二課長  
消防庁国民保護・防災部参事官  
海上保安庁総務部危機管理官  
防衛省人事教育局衛生官

殿

厚生労働省医政局医事課長



化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による  
解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について

厚生労働省では、令和元年 9 月から、「化学災害・テロ対策に関する検討会」を開催し、化学災害・テロ時における救護体制の強化の観点から検討してきたところ、このほど検討結果をまとめた報告書（以下「報告書」という。）が厚生科学審議会健康危機管理部会において了承された。

その内容については、本日付で当省大臣官房厚生科学課より貴省庁宛に「化学災害・テロ時における医師・看護職員でない現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について（令和元年 11 月 29 日付け科発 1129 第 1 号）」を發出している。

有機リン系農薬やサリン等の神経剤等による化学災害・テロによる集団的な被害が発生し、その被害者の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員が、その公務として、その解毒剤の自動注射器を使用する場合については、報告書を踏まえ取扱うものであるため、貴殿におかれてはその内容について了知いただくとともに、下記の点に留意いただき、所管の関係機関や団体及び都道府県・市町村の関係機関に周知いただくようお願いする。

なお、下記 3 及び 4 に係る詳細な内容については、報告書において取りまとめられているので、あわせて参照していただくようお願いする。

31医政第624号

令和元年12月4日

長崎市保健所長 様

長崎県医療政策課長

(公印省略)

化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による  
解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記について令和元年12月2日付厚生労働省医政局医事課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、各病院管理者、長崎県医師会長あて別途通知しておりますことを申し添えます。

【概要】

有機リン系農薬やサリン等の神経剤等による化学災害・テロによる集団的な被害が発生し、その被害者の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員（消防隊員、警察官、海上保安官及び自衛官）がその公務として解毒剤（アトロピン及びオキシム剤）の自動注射器をやむを得ず使用した場合、違法性（医師法第17条）が阻却され得ること。

取 扱

長崎県医療政策課 医事・医療相談班 山口

TEL : 095-895-2464

医政医発 1202 第 1 号  
令和元年 12 月 2 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による  
解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について（依頼）

標記について、別添のとおり警察庁警備局警備運用部警備第二課長、消防庁  
国民保護・防災部参事官、海上保安庁総務部危機管理官及び防衛省人事教育局  
衛生官宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下  
保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に対する周知をお願いします。

長 崎 県
1.12. 3
31 医政 第 624 号